

別記

1 建築関係

(1) 無窓階関係

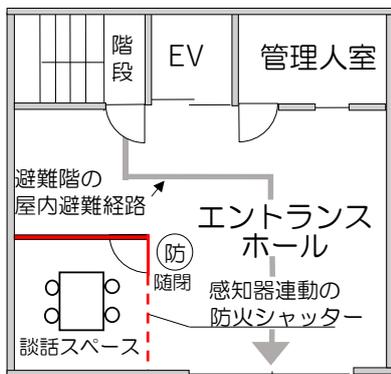
No.	質疑	回答
1	<p>消防法施行規則（以下「規則」という。）第5条の5に定める無窓階判定に係る開口部について、次のいずれにも該当するものは「避難上又は消防活動上有効な開口部」と認められるか。</p> <p>1 外部からは鍵を用いることなくレバーハンドルのみで開放可能である。</p> <p>2 内部からは施錠されており、建物関係者が持つ鍵でしか解錠できないが、予防事務審査・検査基準（以下「審検」という。）I、第2章、第1節、第6、3、第1表において「△」に該当する窓であり、部分破壊によって外部のレバーハンドルを操作することで開放可能である。</p>	<p>認められない。</p> <p>当該開口部は、規則第5条の5第2項第3号に定める「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないもの」とは取り扱えない。</p>

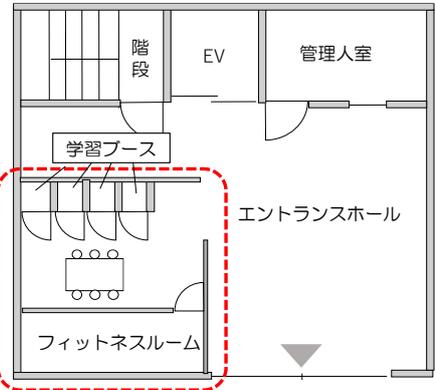
(2) 劇場等の客席関係

No.	質疑	回答
1	<p>「火災予防条例の解説」において、火災予防条例（以下「条例」という。）第49条に規定する「劇場等の屋外の客席」については、「陸上競技場、各種の屋外球技場、競馬場等を規制対象」とされているが、公園、河川敷その他これらに類する場所で屋外コンサートを行う場合で、上部が建築物等に覆われていない地面に客席を設けるときは、規制対象となるか。</p>	<p>防火対象物の外部にある、上部が建築物等に覆われていない客席は、条例第49条に規定する「劇場等の屋外の客席」の規制対象外とする。</p> <p>なお、上部が屋根等に覆われていない屋外球技場等のグラウンド部分に客席を設ける場合は、防火対象物の部分として、条例第49条に規定する「劇場等の屋外の客席」の規制対象となるため、留意されたい。</p>

(3) 特定共住省令（省令40号）関係

No.	質疑	回答
1	<p>共用廊下は、特定共住省令第2条第4号に規定する「共用部分」として扱われるが、次に掲げる部分は、共用廊下の一部として扱ってよいか。</p> <p>1 共用廊下と一体の集合郵便受けを用いた郵便物の受取及び投かんの用に供する部分（いわゆる「メールコーナー」）や宅配ボックスを設置する部分</p> <p>2 共用廊下に面しているパイプシャフト部分</p>	<p>共用廊下の一部として扱ってよい。</p>
2	<p>予防事務質疑応答集（以下「質疑応答集」という。）第2編、第23章、1、問24及び第23章、2、問3において、「エントランスホール内に設ける談話スペース等は、室の形態を有する場合、共用室として扱い、室の形態を有さない場合、共用部分に該当する。」とされている。「室の形態を有する」とは、どのように判断すべきか。</p> <p>例えば、下図のように、東京都建築安全条例第8条により、感知器連動の防火シャッター等で談話スペースが防火区画される場合は、当該談話スペースは「室の形態を有しているため、共用室になる。」と解してよいか。</p>	<p>「室の形態」とは、防火対象物内の壁や戸で区画された部分のことをいう。この際、「室の形態」の判断は、感知器連動の防火シャッター等が閉鎖された状態ではなく、日常的な状態で判断して支障ない。</p> <p>質疑の図の場合、談話スペースは火災時等に感知器連動の防火シャッター等で区画されるが、日常的な状態では、室の形態を有していないため、「共用部分」と判断して支障ない。</p>



<p>3</p>	<p>下図の破線部分のようなエントランスホールからつながる部分は、共用部分として扱うことができるか。</p> 	<p>当該部分は、共用部分として扱うことは適當ではない。</p> <p>質疑の図の場合、破線部分は、談話以外の目的でも使用され、また、一般的なエントランスホールの使用方法と異なるため、質疑応答集第2編、第23章、1、問24及び第23章、2、問3の「エントランスホール内に設ける談話スペース等」と扱うことは適當ではない。この場合、破線部分全体を「共用室」として、位置・構造告示第3に基づき、耐火構造の壁及び防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付のものに限る。）で区画されたい。</p>
----------	--	--

凡例

特定共住省令：特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）

位置・構造告示：特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成17年消防庁告示第2号）

2 消防用設備等関係

(1) 消火設備関係

No.	質疑	回答
1	<p>審検Ⅱ、第4章、第2節、第21、I、2、(1)、アにおいて、放水口を単口形にすることができる条件として、スプリンクラー設備等が設置されている階と記載があるが、パッケージ型自動消火設備を設置した場合は、同様に取り扱いしてもよいか。</p>	<p>取り扱うことはできない。</p> <p>ただし、審検Ⅱ、第4章、第2節、第21、I、2、(1)、イのとおり、(5)項ロにおいて、屋内消火栓設備が設置されている階は、放水口を単口形とすることができる。</p>
2	<p>「P F O S等含有泡消火薬剤の交換工事における泡消火設備の放射試験及び放射検査の省略について（令和6年9月2日6予予第960号予防部長通知）」において、P F O S等含有泡消火薬剤の交換工事における泡消火設備の放射試験及び放射検査を省略できるが、泡消火設備の加圧送水装置のみを更新した場合はいかがか。</p>	<p>加圧送水装置の更新のみであり、性能が同等のものである場合、新設時の実施した総合試験に影響を与えないと考えられるため、P F O S等の含有に関わらず、放射試験及び放射検査は省略することができる。</p> <p>また、屋内消火栓設備の加圧送水装置の更新における放水試験及び放水検査についても同様の扱いとして支障ない。</p> <p>なお、加圧送水装置の性能の変更を伴わないものは、火災予防規程第38条ただし書きに定める「届出内容が小規模なもの」に該当し、検査を省略することができる。</p>
3	<p>圧力水槽方式の加圧送水装置は、非常電源を不要として良いか。</p>	<p>圧力水槽方式は窒素ガス等の圧力により水を加圧し、停電時も稼働する設備であるため、加圧送水装置の非常電源は不要として差し支えない。</p> <p>また、加圧送水装置の始動を示す屋内消火栓の赤色の灯火の点滅も不要である。</p>
4	<p>防火地域又は準防火地域に設置される防火対象物で、消防用水の設置義務が課せられるものは、建築基準法第61条により、原則として耐火建築物とすることとされており、地域全体とし</p>	<p>消防法施行令（以下「政令」という。）第32条を適用し運用することができる。ただし、貯水槽等が2箇所になる場合は、1箇所あたりの有効水量を40立方メートル以上とすること。</p>

	て延焼拡大防止性能が高いことから、消防庁通知（昭和39年7月20日自消乙予発第9号）において、消防用水の有効水量として80立方メートルを超える場合は、運用上80立方メートルをもって足りるものとして取り扱って差し支えないこととしているが、本内容を当庁でも運用して支障ないか。	また、水利整備計画への影響について、消防署の水利担当と協議した上で運用すること。
5	11階以上に共同住宅用スプリンクラー設備が設置され、10階以下のみに屋内消火栓設備が設置される防火対象物において、条例第38条第4項に定める屋上の放水口を設置することにより、ポンプの全揚程の算定に大きく影響を与える場合であっても、屋上の放水口は必要か。	屋上以外の場所で放水訓練ができる場合においては、条例第47条を適用し、屋上の放水口の設置を省略して差し支えない。

(2) 警報設備関係

No.	質疑	回答
1	共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について（平成8年4月1日予予第253号予防部長依命通達）の廃止に伴い、質疑応答集第2編、第22章、8、問9は「運用停止」とされているが、答のなお書きに記載している、 <u>基準の特例の適用を受けない共同住宅等の規則第23条第5項による感知器の種別に関する回答</u> については、引き続き運用しているのか。	運用している。 答のなお書きは、政令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物のうち、地階、無窓階又は11階以上の部分で、規則第23条第5項第6号により煙感知器、熱煙複合式スポット型感知器又は炎感知器を設けなければならない共同住宅の住戸内の部分の感知器を、自動試験機能等対応型感知器であれば、定温式スポット型感知器特種や差動式スポット型感知器2種等の熱感知器とすることができる旨を示しているものである。

2	<p>審検Ⅱ、第4章、第2節、第11、I、2、(3)、キにおいて、同一敷地内の火災受信場所に設置した1台の受信機で複数棟を監視する旨の特例が記載されているが、放送設備の増幅器及び操作部は、1台で複数棟を監視することが認められないのか。</p>	<p>放送設備の増幅器及び操作部は、棟別に鳴動を制御できる機能を有しないため、1台で複数棟を監視する特例は認められない。</p> <p>なお、自動火災報知設備の受信機を審検Ⅱ、第4章、第2節、第11、I、2、(3)、カにより各棟を監視する受信機を同一敷地内の一箇所の火災受信場所に集中して設ける場合又はキにより同一敷地内の火災受信場所に設置した1台の受信機で各棟を監視する場合において、各棟の放送設備の増幅器又は操作部を同一敷地内の一箇所の火災受信場所に集中して設けたい旨の相談を受けた場合は、主管課に連絡すること。</p>
3	<p>特小省令第2条第1号の特定小規模施設に該当する防火対象物において、製品の仕様上、感知器の個数の上限又は電波の受信状況等の理由により連動型警報機能付感知器を用いた特定小規模施設用自動火災報知設備を設置できない場合は、政令第21条の技術上の基準により自動火災報知設備を設置しなければならないか。</p>	<p>政令第21条の自動火災報知設備だけでなく、受信機、発信機、地区音響装置、感知器等（政令第21条の自動火災報知設備に用いられる機器）を特定小規模施設用自動火災報知設備として設置することもできる。この場合、感知器は、特小省令第3条第2項第3号に掲げる場所に設置することで足りるものである。</p> <p>なお、上記による場合も政令第29条の4による設備であることから、条例第64条に基づく特例申請が必要となることに留意すること。</p> <p>また、審検Ⅱ、第4章、第2節、第25、I、15により特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合も同様である。</p> <p>※ 特定小規模施設用自動火災報知設備とは、連動型警報機能付感知器を用いたものに限定されるものではない</p>

		ことに留意すること。
--	--	------------

凡例

特小省令：特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）

(3) 避難設備関係

No.	質疑	回答
1	<p>規則第28条の3第4項第3号ロの規定に基づく誘導灯の区分について、(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イの用途に供される部分の床面積が小さい場合、政令第32条を適用し、避難口誘導灯にあつてはB級BL形（点滅機能なし）又はC級、通路誘導灯にあつてはB級BL形又はC級としてよいか。</p> <p>また、通路誘導灯について、同号ただし書き以外による設置区分の緩和があればご教示願いたい。</p>	<p>前段、政令第32条の適用は認められない。</p> <p>後段、審検Ⅱ、第4章、第2節、第17、I、5、(3)、イ、(イ)で示すとおり、当該防火対象物の関係者のみが使用する場所にあつては、政令第32条を適用してB級又はC級とすることができる。</p> <p>なお、避難口誘導灯についても、審検Ⅱ、第4章、第2節、第17、I、5、(1)、イ、(エ)で示すとおり、当該防火対象物の関係者のみが使用する場所にあつては、政令第32条を適用してB級又はC級とすることができる。</p>

3 火気設備等関係

No.	質疑	回答
1	<p>学校の教室内に授業等で使用する陶芸用の電気窯を設置する場合、当該火気設備の仕様上、煙突又は排気筒が設けられていないものにあつては、火災予防条例規則第3条の4第1項第2号に規定する「煙突又は排気筒を設けなくても消防署長が火災予防上支障ないと認めた炉」として取り扱ってよいか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
2	<p>審検Ⅱ、第3章、第1節、第1、1、(3)において、「③設置に際し、避難に支障のない場合はこれによらないことができる。」とあるが、厨房設備が設置される場所にスプリンクラー設備若しくは自動消火装置のいずれかが設置されている場合、又は厨房設備に規則第5条の4に規定する調理油過熱防止装置が設置されている場合は、「設置に際し、避難に支障のない場合」として取り扱ってよいか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p> <p>なお、質疑に示した3つの条件以外にも、厨房設備の設置環境等を総合的に判断して、「設置に際し、避難に支障のない場合」として取り扱える場合もあるため、疑義が生じた場合は、主管課に相談されたい。</p>
3	<p>共同住宅の開放廊下等に給湯湯沸設備が設置される場合において、給湯湯沸設備の設置環境等を総合的に判断して、審検Ⅱ、第3章、第1節、第1、1、(3)の「設置に際し、避難に支障のない場合」として取り扱ってよいか。</p>	<p>給湯湯沸設備が設置される防火対象物の位置、構造、用途、規模、避難経路、消防用設備等の設置状況、火気設備等の設置環境等を総合的に判断して、「設置に際し、避難に支障のない場合」として取り扱ってよい。</p> <p>取扱いに疑義が生じた場合は、積極的に主管課に相談されたい。</p>

4	<p>共同住宅の開放廊下やバルコニー等の屋外に、入力が350kw未満の給湯湯沸設備が3m以内の距離に近接して複数設置された場合、外壁面から50cm以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られていれば、各々の給湯湯沸設備の入力を合算する必要はないか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
---	--	------------------